

兵庫県立猪名川高等学校 生活規則(校則)

兵庫県立猪名川高校の生徒としての自覚と誇りを持って高校生活の充実に最善を尽くし、平和な社会の形成者としての素養を身につけるために、以下の項目を遵守すること。

1. 校内生活

- (1) 授業時間を厳守し、早退や外出をするときは担任に届け出て、早退届・外出許可証を受け取って行く。
- (2) 欠席・遅刻する場合は、必ず保護者から学校に電話連絡してもらう。
- (3) 遅刻した場合は職員室で遅刻届に記入し、教室で担当教員に提出する。
- (4) 考査は厳正な態度で受ける。
- (5) 清掃は分担区域を責任を持って行い、校内美化に努める。
- (6) 昼食は教室又は食堂でとる。食堂の利用は、食堂利用規定に従って利用する。
- (7) ポスター・広告類の掲示、又は募金等は生徒会及び生徒指導部の許可を受ける。
- (8) クラブハウスは、クラブハウス使用規定に従って使用する。
- (9) 校舎及び施設・備品を大切にし、破損した場合はすみやかに届け出て弁償する。
- (10) 所持品には名前を書いて紛失や盗難予防に心がける。学習に不必要な物品類や余分な金銭を所持しない。
- (11) 体育時、又は特別教室への移動などで教室を空けるときは、必ず教室を施錠すること。
- (12) 下校時間を夏季(3月～10月)は午後6時、冬季(11月～2月)は午後5時とする。必要な場合は延長活動願を提出することによって最大1時間の延長が認められる。
- (13) 通学に自転車を使用する場合は、生徒指導部に届け出て鑑札をつける。並列せず、1列で登下校すること。2人乗りは禁止。また、自転車置場から校門に至る急坂では、危険防止のため乗用してはならない。
- (14) 土曜日・日曜日・祝日・休業日に登校する時は、事前に職員の許可を受ける。その際には体操服で登校しても構わない。
- (15) 学校敷地内での携帯電話の使用を禁止する。正門前で必ず電源を切って、かばんの中に入れる。

2. 服装

- (1) 男女とも制服を着用し、指定のネクタイをつける。制服等を改造しての着用は禁止する。スカートの裾は、膝がかくれること。
- (2) 夏の制服は指定のポロシャツとする。ポロシャツの下は、華美でないTシャツ使用可。第2ボタンは留める。
- (3) 冬季に必要であれば、学校指定のセーターを着用してもよい。
- (4) 髪は染色、脱色してはならない。(ドライヤー・ヘアアイロン等の使用での変色も含む。)また、パーマメント・化粧・マニキュアは禁止する。アクセサリ類は、身につけない。
- (5) 防寒具は学校指定のウインドブレーカーや華美でない上着とする。
- (6) 土曜日・日曜日・祝日・夏休み・冬休み・春休みなどの学校休業日の登校時は、体操服を着用して登校しても良い。
- (7) 制服着用時は、指定されたスカートかスラックスを着用する。スラックスを履く際にはベルトを着用すること。

3. 校外生活

- (1) 飲酒・喫煙・薬物の使用は禁止する。(ノンアルコール飲料、電子タバコ等も含む)
- (2) オートバイの乗用、運転免許証の取得は禁止する。
- (3) 高校生にふさわしくない遊戯場や風俗営業 関係の店には立ち入らないこと。
- (4) アルバイトは原則として禁止。特に事情がある場合には、担任に届け出て面談を行った上で許可を受ける。

4. 改正手続

- (1) 3年毎に見直しをする。ただし、生徒会や職員会議の要請があれば、随時検討する。